

令和 5 年分  
(平成 年 月 日開催分)

# 収支報告書

(フリガナ)

1 政治団体の名称

ジョウユウカイ  
 譲友会

2 主たる事務所の所在地

豊中市岡町北1-1-4 小西商ビル3階E号室

3 代表者の氏名

漆間 譲司

4 会計責任者の氏名

漆間 譲司

事務担当者の氏名

(電話)

(電話)

(電話)

資金管理団体の指定の有無

- 有  
 無

公職の種類 \_\_\_\_\_ (現・候)

資金管理団体の届出をした者の氏名 \_\_\_\_\_

政治団体の区分

- 政党  
 政党の支部  
 政治資金団体  
 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体  
 その他の政治団体  
 その他の政治団体の支部

活動区域の区分

- 2以上の都道府県の区域等  
 同一の都道府県の区域内

国会議員関係政治団体の区分

- 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体  
 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名 \_\_\_\_\_ 漆間 譲司

公職の種類 \_\_\_\_\_ 衆議院議員 (現・候)

資金管理団体の指定の期間

平成 年 月 日から  
 平成 年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和 年 月 日から  
 令和 年 月 日まで



区分	団体コード	年分	異動	届出年月日	国会議員 団体区分	解散年月日	告示用コード
	AC0108	R H05		R H060527		H	100500

# 収支の状況

(その2)

## 1 収支の総括表

	十億	百万	千	円
収入総額	1	0	668	537
(前年からの繰越額)		6	181	022
(本年の収入額)		4	487	515
支出総額		3	981	384
翌年への繰越額		6	687	153

## 2 収入項目別金額の内訳

### (1) 個人の負担する党費又は会費

	十億	百万	千	円
金額				0
員数				0

### (2) 寄附

ア 寄附(イを除く。)の区分	金額				備考
	十億	百万	千	円	
(ア) 個人からの寄附				0	
(うち特定寄附)				0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附				0	
(ウ) 政治団体からの寄附		4	487	513	✓
小計(ア)+(イ)+(ウ)		4	487	513	✓
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)				0	
イ 政党匿名寄附				0	
合計(ア+イ)		4	487	513	✓



(その7)

(7) 寄附の内訳										寄附者の区分	1. 個人 2. 法人その他の団体 ③. 政治団体		
寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金 額									年 月 日	住所 (団体にあつては、 主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあつて は、代表者の氏名)	備 考
	十億	百万	千	百	十	円	角	分	厘				
清賢の会		1	0	0	0	0	0	0	0	5.2.9	豊中市岡町北1-1-4 小西商工ビル3階E号室	漆間 譲司	
清賢の会		1	0	0	0	0	0	0	0	5.3.31	豊中市岡町北1-1-4 小西商工ビル3階E号室	漆間 譲司	
清賢の会			5	0	0	0	0	0	0	5.6.19	豊中市岡町北1-1-4 小西商工ビル3階E号室	漆間 譲司	
清賢の会			5	0	0	0	0	0	0	5.8.4	豊中市岡町北1-1-4 小西商工ビル3階E号室	漆間 譲司	
清賢の会			3	8	6	5	2	3		5.10.2	豊中市岡町北1-1-4 小西商工ビル3階E号室	漆間 譲司	
清賢の会		1	1	0	0	9	9	0		5.12.5	豊中市岡町北1-1-4 小西商工ビル3階E号室	漆間 譲司	
この頁の小計		4	4	8	7	5	1	3					
その他の寄附								0					
合 計		4	4	8	7	5	1	3					

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表															
項 目				金 額								備 考			
				十億	百万	千	円								
1	経	常	経	費											
(1)	人	件	費			8	4	1	6	3	4				
(2)	光	熱	水	費							0				
(3)	備	品	・	消	耗	品	費								
						3	4	9	7	3	9				
(4)	事	務	所	費											
						4	0	5	8	1	3				
小				計											
						1	5	9	7	1	8	6			
2	政	治	活	動	費										
(1)	組	織	活	動	費										
							4	1	9	7	9	0			
(2)	選	挙	関	係	費							0			
(3)	機	関	紙	誌	の	発	行	費							
	そ	の	他	の	事	業									
						1	9	6	3	3	0	8			
	(ア)	機	関	紙	誌	の	発	行	事	業	費				
							5	0	7	1	0	0			
	(イ)	宣	伝	事	業	費									
						1	4	5	6	2	0	8			
	(ウ)	政	治	資	金	パ	ー	ティ	ー	開	催	事	業	費	
												0			
	(エ)	そ	の	他	の	事	業	費							
												0			
(4)	調	査	研	究	費										
									1	1	0	0			
(5)	寄	附	・	交	付	金									
												0			
(6)	そ	の	他	の	経	費									
												0			
小				計											
						2	3	8	4	1	9	8			
合				計											
						3	9	8	1	3	8	4			

(その14)

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳										項目別区分 備品・消耗品費			
支 出 の 目 的	金 額									年 月 日	支 出 を 受 け た 者 の 氏 名 (団体にあっては、その名称)	支 出 を 受 け た 者 の 住 所 (団 体にあつては、主たる事務 所の所在地)	備 考
	十億	百万	千	百	十	千	百	十	円				
封筒代					2	2	8	8	0	5.3.31	プリントファースト	箕面市箕面5-1-15	
プリンターラベル代					2	5	1	6	8	5.4.10	(株)ホクセツ谷木商事	豊中市岡町9-4	
ポロシャツ代					1	0	0	0	0	5.5.18	日本維新の会	大阪市中央区島之内1-17-16三栄長堀ビル	
蛍光灯					1	1	0	2	0	5.5.18	原電機(株)岡町店	豊中市岡町1-25	
ポロシャツ代 7枚					1	7	5	0	0	5.7.5	(株)メインカラー	大阪市城東区成育3丁目17番22号	
プリンターラベル代					1	5	1	0	0	5.8.21	(株)ホクセツ谷木商事	豊中市岡町9-4	
プリンターラベル代					1	5	1	0	0	5.12.1	(株)ホクセツ谷木商事	豊中市岡町9-4	
事務所ソファ代					7	0	3	1	2	5.12.10	株式会社ニトリ	北海道札幌市北区新琴似七条1丁目2番39号	
こ の 頁 の 小 計					1	8	7	0	8	0			
そ の 他 の 支 出					1	6	2	6	5	9			
合 計					3	4	9	7	3	9			

(その14)

(2)経常経費(人件費を除く。)の内訳					項目別区分 事務所費			
支出の目的	金額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	円				
切手代			33600		5.2.10	日本郵便㈱	東京都千代田区大手町2-3-1	
郵送代			11630		5.3.28	日本郵便㈱	東京都千代田区大手町2-3-1	
郵送代			168672		5.6.1	日本郵便㈱	東京都千代田区大手町2-3-1	
郵送代			13776		5.8.1	日本郵便㈱	東京都千代田区大手町2-3-1	
事務所フロアクリーニング			52800		5.11.7	ダスキン井高野支店	大阪市東淀川区井高野4丁目6-27	
この頁の小計			280478					✓
その他の支出			125335					✓
合計			405813					✓

(その15)

(3) 政治活動費の内訳										項目別区分 (1) 組織活動費				( 会費 )	
支 出 の 目 的	金 額									年 月 日	支 出 を 受 け た 者 の 氏 名 (団体にあつては、その名称)	支 出 を 受 け た 者 の 住 所 (団 体にあつては、主たる事務 所の所在地)	備 考		
	十億	百万	千	百	十	円									
会費				1	2	0	0	0		5.1.6	天羽会事務局	豊中市中桜塚4-6-16			
会費				1	0	0	0	0		5.2.4	池下卓後援会	高槻市山手町1-1-20			
会費				1	0	0	0	0		5.2.9	豊中市仏教会	豊中市上新田2-4-14徳林院内			
会費				1	2	0	0	0		5.2.20	大阪日口協会	大阪市中央区久太郎町1-2-7三 星RSビル304			
会費				1	0	0	0	0		5.2.23	宮本一孝後援会	門真市末広町34-29ロイヤルハ イツ三喜108			
会費				1	0	0	0	0		5.3.6	奥下たけみつ後援会	吹田市内本町2-6-13アイワス テーションビルⅡ号館			
会費				1	0	0	0	0		5.5.10	大阪府宅地建物取引業協会	大阪市中央区船越町2-2-1			
会費				1	0	0	0	0		5.5.27	CREMONALABO(株)	池田市満寿美町13-7			
会費				2	0	0	0	0		5.6.3	浦野靖人君を励ます会	松原市田井城1-1-18-2F			
会費				1	0	0	0	0		5.6.9	豊消会	豊中市岡上の町1丁目8番24号			
会費				2	0	0	0	0		5.9.5	大阪維新の会	大阪市中央区島之内1-17-16			
会費				2	0	0	0	0		5.9.5	大阪維新の会	大阪市中央区島之内1-17-16			
会費				2	0	0	0	0		5.9.5	大阪維新の会	大阪市中央区島之内1-17-16			
会費				2	0	0	0	0		5.9.25	衆議院議員井上英孝君を育てる 会	大阪市港区南市岡1丁目7-24			
会費				1	0	0	0	0		5.12.21	日本会議	東京都目黒区青葉台3-10-1-601			
この頁の小計				2	0	4	0	0	0						
その他の支出				1	3	6	0	0	0						
合 計				2	1	7	6	0	0						





(その15)

(3) 政治活動費の内訳										(3) 機関紙誌の発行・その他の事業費 (ア) 機関紙誌の発行事業 ( )					
支出の目的	金額									年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考		
	十億	百万	千	円	百	十	千	百	十						
印刷代					5	0	7	1	0	0	5.3.31	プリントファースト	箕面市箕面5-1-15		
この頁の小計					5	0	7	1	0	0					
その他の支出										0					
合計					5	0	7	1	0	0					

(その15)

(3) 政治活動費の内訳								(3)機関紙誌の発行・その他の事業 (イ)宣伝事業費 ( 宣伝広告費 )					
支 出 の 目 的	金 額								年 月 日	支 出 を 受 け た 者 の 氏 名 (団体にあつては、その名称)	支 出 を 受 け た 者 の 住 所 (団 体にあつては、主たる事務 所の所在地)	備 考	
	十 億	百 万	千	百	十	千	百	十					
広告代 /				3	3	0	0	0	5. 1. 10	(株)リクルート /	東京都千代田区丸ノ内1-9-2グラン トウキョウサウスタワー /		
名刺代 /				2	3	9	8	0	5. 1. 20	(株)チバ商業印刷 /	豊中市稲津町1-4-11 /		
立て看板代 /				3	1	6	2	5	0	5. 2. 9	KANATAサービス(株) /	豊中市原田南1-19-35 /	
ポスター台紙 /				4	7	8	5	0	0	5. 2. 10	(株)柏木商会 /	豊中市利倉東1-14-30 /	
新聞折り込み代 /				4	0	5	2	7	8	5. 4. 6	(株)類設計室 /	大阪市淀川区西中島4-3-2類ビル /	
この頁の小計				1	2	5	7	0	0	8	/		
その他の支出					1	9	9	2	0	0			
合 計				1	4	5	6	2	0	8	/		

(その15)

(3) 政治活動費の内訳								項目別区分 (4)調査研究費				書籍購入費	
支出の目的	金額							年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団 体にあっては、主たる事務 所の所在地)	備考		
	十億	百万	千	円									
この頁の小計												0	
その他の支出												1 1 0 0	
合計												1 1 0 0	

(その17)

# 資 産 等 の 状 況

## 1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> /	

# 宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書 (政党及び政治資金団体に限る。)
- 3 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 6年 5月 20日 /

政治団体の名称 譲友会 /

会計責任者の氏名

漆間 譲司 /

解散の場合のみ下欄を記入すること

( 代表者の氏名 )

(備考) 1 「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署すること。

2 「(代表者の氏名)」欄は、解散の場合のみ記入すること。その場合、記名押印又は署名とし、署名は必ず代表者本人が自署すること。

議友会  
代表 漆 間 謙 司 殿

登録政治資金監査人

柿田 浩孝

登録番号 第145号

研修修了年月日 平成20年12月17日

## 1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、議友会の令和5年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、議友会の主たる事務所において行った。

## 2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、対象年以外の支出の計上の記載不備が一部見られたものの、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収証等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

## 3 業務制限

議友会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

以上